

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年四月一日とすること。

政令第九十八号

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年四月一日とする。

理由

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年三月三十一日法律第十三号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 法適用自然災害の追加

自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、災害救助法施行令に該当する災害が発生した市町村の区域等に隣接するものに係る当該自然災害を法適用自然災害に追加することとする。
（第一条第四号関係）

第二 法適用世帯の追加

その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯を法適用世帯に追加することとする。（第二条第二項関係）

第三 法適用経費（居住安定確保に係る経費）の追加

居住安定確保に係る経費を、被災世帯の世帯主に対する自立した生活を開始するために必要な経費として、法適用経費に追加することとする。
（第二条関係）

第四 支援金の額の算定基準等の改正

第二及び第三に伴い、被災世帯の世帯主に対する支援金の額の算定基準等を改正することとする。

(第四条関係)

第五 その他所要の改正を行うこと。

政令第九十九号

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、同条に次の一号を加える。

四 自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口十万未満のものに限る。

（）の区域であつて、前三号に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害

第二条に次の一号を加える。

三 その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十

八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなけれ

ば当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前二号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半

壊世帯」という。）

第三条中「法第三条」を「大規模半壊世帯以外の被災世帯（以下「全壊世帯」という。）の世帯主に対する支援金に係る法第三条」に改め、第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条各号に掲げる自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用で当該自然災害が発生した日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日まで
の間に支払われるもの

第三条に次の五号を加える。

七 住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。次項

第一号において同じ。）を賃借する場合における当該住宅の家賃

八 住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅（以下この号において「従前住宅」という。）の存在していた土地（土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあつては、当該土地以外の土地）の全部又は一部に新たに住宅を建設することをい
う。）のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

九 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

十 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

十一 第六号から前号までに掲げるもののほか、住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの

第三条に次の一項を加える。

2 大規模半壊世帯の世帯主に対する支援金に係る法第三条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

一 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃

二 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

三 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

四 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住

宅その他の物件又は施設の利用料

五 前各号に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの

第四条第一項中「次の各号」を「全壊世帯にあつては第一号から第四号まで、大規模半壊世帯にあつては第三号及び第五号」に、「百万円」を「三百万円」に改め、同項第一号中「前条第一号又は第三号に掲げる経費（第三項において「通常経費」という。）」を「前条第一項第一号又は第四号に掲げる経費」に改め、同項第二号中「前条第二号又は第四号から第六号までに掲げる経費（第三項において「特別経費」という。）」を「前条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる経費」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同項に次の三号を加える。

三 前条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあつては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号及び第四項において同じ。）

四 前条第一項第八号、第九号又は第十一号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとくに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号において同じ。）

五 前条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第四項において同じ。）

第四条第二項中「前項各号」を「全壊世帯にあつては前項第一号から第四号まで、大規模半壊世帯にあつては同項第三号及び第五号」に、「五十万円」を「百五十万円」に改め、同条第三項中「基金に」を「支援法人に」に、「当該基金」を「当該支援法人。次項において同じ。」に、「被災世帯が前条各号」を「全壊世帯が第一項第一号から第四号まで」に、「当該被災世帯」を「当該全壊世帯」に改め、同項第一号中「通常経費 その」を「第一項第一号に掲げる経費 その」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に、「が通

常経費」を「が当該経費」に改め、同項第二号中「特別経費 その」を「第一項第二号から第四号までに掲げる経費 当該経費ごとに、それぞれ、その」に、「第一項第二号」を「同項第二号から第四号まで」に、「が特別経費」を「が当該経費」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県は、大規模半壊世帯が第一項第三号又は第五号に掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該大規模半壊世帯の世帯主に対し、当該経費ごとに、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第三号若しくは第五号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額に二分の一を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内で、支援金を概算で支給することができる。

第五条中「第三条第一号、第二号若しくは第六号又は前条第一項第一号若しくは第二号」を「第三条第一項第一号から第三号まで若しくは第十一号若しくは第二項第五号又は前条第一項第一号から第五号まで」に改める。

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

理由

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、被災者の自立した生活を開始するために必要な経費として住宅の再建設に必要な解体、廃棄物の撤去及び整地に要する費用等を追加する等の必要があるからである。

改正案	現行
<p>（政令で定める自然災害）</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）<u>（第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。</u></p> <p>一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>（第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害）</u>同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>（第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。</u>）以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 <u>自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、前三号に規定する区域に隣接するもの</u>に係る当該自然災害</p> <p>（政令で定める世帯）</p> <p>第二条 法第二条第二号の政令で定める世帯は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>（第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）</u>の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前二号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」といふ。）</u></p>	<p>（政令で定める自然災害）</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）<u>（第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。</u></p> <p>一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>（第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害）</u>同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>（第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。</u>）次号において同じ。）の区域に係る当該自然災害</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（政令で定める世帯）</p> <p>第二条 法第二条第二号の政令で定める世帯は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

(政令で定める経費)

第三条 大規模半壊世帯以外の被災世帯(以下「全壊世帯」という。)(の世帯主に対する支援金に係る法第三条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第一条各号に掲げる自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用で当該自然災害が発生した日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までの間に支払われるもの

四 住居の移転に通常必要な移転費(次号に掲げるものを除く。)

五 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費

六 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

七 住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第一条第一号に規定する公営住宅を除く。次項第一号において同じ。)(を賃借する場合における当該住宅の家賃

八 住宅の再建設(全壊世帯が従前居住していた住宅)以下この号において「従前住宅」という。)(の存していた土地(土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあつては、当該土地以外の土地)の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。)(のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

(政令で定める経費)

第三条 法第三条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 住居の移転に通常必要な移転費(次号に掲げるものを除く。)

四 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費

五 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

六 第一条各号に掲げる自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用で当該自然災害が発生した日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までの間に支払われるもの

九 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

十 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

十一 第六号から前号までに掲げるもののほか、住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの

2| 大規模半壊世帯の世帯主に対する支援金に係る法第三条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

一 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃

二 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

三 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

四 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

五 前各号に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの

(支援金の額の算定基準等)

第四条 法第三条第一号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、全壊世帯にあつては第一号から第四号まで、大規模半壊世帯にあつては第三号及び第五号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額(当該合計額が三百万円を超える場合にあつては、三百万円)とする。

一 前条第一項第一号又は第四号に掲げる経費 世帯に属する者の数が

(支援金の額の算定基準等)

第四条 法第三条第一号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額(当該合計額が百万円を超える場合にあつては、百万円)とする。

一 前条第一号又は第三号に掲げる経費(第三項において「通常経費」と

一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額

二 前条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(同項第二号に掲げる経費に係るもので物品の種類に応じて内閣府令で定める限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第一号において同じ。)

三 前条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(当該経費)ことに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号及び第四項において同じ。)

四 前条第一項第八号、第九号又は第十一号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(当該経費)ことに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号において同じ。)

五 前条第二項第一号、第三号又は第五号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(当該経費)ことに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第四項において同

いう。) 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額

二 前条第二号又は第四号から第六号までに掲げる経費(第三項において「特別経費」という。) 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(同条第二号に掲げる経費に係るもので物品の種類に応じて内閣府令で定める限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第一号において同じ。)

じ。

2 法第三条第二号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、全壊世帯にあっては前項第一号から第四号まで、大規模半壊世帯にあっては同項第三号及び第五号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額(当該合計額が百五十万円を超える場合にあっては、百五十万円)とする。この場合において、同項中「内閣府令で定める額」とあるのは、「内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 都道府県(当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。次項において同じ。)は、全壊世帯が第一項第一号から第四号までに掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該全壊世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内で支援金を概算で支給することができる。

一 第一項第一号に掲げる経費 その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあっては同項第一号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあっては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内

二 第一項第二号から第四号までに掲げる経費 当該経費ごとに、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあっては同項第二号から第四号までの内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあっては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額に二分の一を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内

2 法第三条第二号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、前項各号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額(当該合計額が五十万円を超える場合にあっては、五十万円)とする。この場合において、同項中「内閣府令で定める額」とあるのは、「内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 都道府県(当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあっては、当該基金)は、被災世帯が前条各号に掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該被災世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内で支援金を概算で支給することができる。

一 通常経費 その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあっては第一項第一号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあっては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が通常経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内

二 特別経費 その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあっては第一項第二号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあっては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が特別経費について支出した額を減じた額に二分の一を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内

4 | 都道府県は、大規模半壊世帯が第一項第三号又は第五号に掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該大規模半壊世帯の世帯主に対し、当該経費として、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第三号若しくは第五号の内閣府令で定める額から、同条第一号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額に二分の一を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内で、支援金を概算で支給することができる。

(協議)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項第一号から第三号まで若しくは第十一号若しくは第二項第五号又は前条第一項第一号から第五号までの内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(協議)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一号、第二号若しくは第六号又は前条第一項第一号若しくは第二号の内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令参照条文

被災者生活再建支援法（平成十年五月二十二日法律第六十六号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 三百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 百五十万円

（政令への委任）

第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい）、方づえ、火打材その他これらに類するものを

いう。)、床版、屋根版又は横架材はり、けたその他これらに類するものをいう。)(で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
四、六 (略)

公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。
- 三、十六 (略)